

第 6 章 調査計画書についての知事の意見

第6章 調査計画書についての知事の意見

「(仮称)埼玉中部資源循環センター整備事業環境影響評価調査計画書」に対し、「埼玉県環境影響評価条例」第8条第1項の規定に基づき埼玉県知事から提出された意見は、以下のとおりである。

6.1 全般事項

計画地に隣接する埼玉中部環境センターが周辺地域に与えている環境影響について調査し、それを踏まえたうえで予測及び評価を行うこと。

埼玉中部環境センターと本事業により整備する施設が同時に稼働する時期がある場合は、発生源が隣接して立地することによる複合的な影響について検討すること。

6.2 事業計画について

計画地の最大降雨量や計画地周辺の水はけの状況等を考慮して、浸水対策や調整池の規模等について具体的に記載すること。

6.3 調査、予測及び評価について

6.3.1 大気質・悪臭

気象の状況について、熊谷地方気象台よりも計画地に近い環境大気測定局の観測結果についても収集し、解析したうえで大気質及び悪臭の予測・評価を行うこと。

6.3.2 大気質

浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、水銀について、最大着地濃度が出現する地点をそれぞれ推定し、その地点を十分に含む範囲を調査地点とすること。

一般環境大気質の調査地点について、風向や住宅の配置状況のほかに地域を代表する地点、気象条件が安定した地点等についても考慮すること。

6.3.3 騒音・低周波音

騒音・低周波音の伝播には風況が影響するので、風下側に調査地点を設定すること。また、計画地近傍の住宅地付近の調査地点は県道の沿道となっているため、別の住宅地に調査地点を設定する必要があるかを検討すること。

6.3.4 水質

- (1) 水質の健康項目及び底質を調査、予測及び評価の項目として選定していない理由を明確にすること。
- (2) 計画地周辺の地下水から検出されている砒素について、地下水の使用目的によって考えられる公共用水域への影響の有無について記載すること。
- (3) 水温について、どのような影響を回避・低減すべきなのか、整合を図るべき基準はあるのか具体的に記載すること。

6.3.5 水象

降雨等による排水路の既往最大流量を考慮して、施設からの排水量が過大なものにならないか予測し評価すること。

6.3.6 地盤

地下水の汲み上げ量を具体的に想定したうえで、地盤沈下の範囲及び程度について予測を行うこと。

6.3.7 動植物・生態系

排水温度の変化が生態系にどのような影響を与えるのか予測し評価すること。

6.4 環境保全措置について

6.4.1 大気質・温室効果ガス

ごみ搬入・搬出車両の運行ルートについて、周辺の交通事情を勘案しつつ最も効率的なものを設定し、温室効果ガスの抑制に努めること。

6.4.2 地盤沈下

地下水の汲み上げ量の抑制に努めること。

6.5 事後調査について

大気質におけるダイオキシン類の拡散予測をもとに施設周辺の土壌中のダイオキシン類の濃度を予測し、予測結果が環境基準を超過する場合は、土壌を事後調査の項目とすること。